

和泉市雨水貯留タンク購入費補助金応募要領

〈令和5年度〉

1. 事業概要

雨水の貯留による有効利用を促進し、もって和泉市内の雨水浸水防除機能の向上と温室効果ガスの削減を図ることを目的に、雨水貯留タンクを設置する方に対して、予算の範囲内において購入費の一部を補助します。

2. 補助対象

自ら居住する住宅に雨水貯留タンクを設置された方で、次の各号に掲げる要件をすべて満たす方が対象となります。

- (1) 雨水貯留タンクを適切に維持管理するとともに、貯留した雨水を散水等に利用すること。
- (2) 市内に住所を有すること。
- (3) 市税(固定資産税・軽自動車税・市民税)を滞納していないこと。
- (4) 令和5年1月1日から令和5年12月31日の期間で、雨水貯留タンクを購入し、設置していること。
- (5) 和泉市雨水貯留タンク購入費補助金の交付を過去に受けていないこと。

3. 対象となる設備

次の条件のすべてを満たす設備が対象となります。

- (1) 建築物の雨どいからの雨水を集め、当該建築物等の施設内で一時的に一定量貯留する機能を有する設備であること。
- (2) 80リットル以上の貯留容量を有する設備であり、雨水貯留タンクとして販売されている専用製品であること。

4. 募集期間等

- (1) 募集期間 **令和5年7月3日(月)～令和6年1月31日(水)**
- (2) 交付件数 16件程度(すべての申請が上限(=30,000円)であった場合)
※先着順、予算がなくなり次第終了。
- (3) 受付時間 募集期間中の午前8時45分から午後5時15分まで
(ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く)
- (4) 受付場所 和泉市役所 環境保全課(2階⑦番)窓口まで直接ご持参ください
※郵送による受付はいたしません

5. 補助金額

補助金の額は予算の範囲内とし、雨水タンク1基の購入価格(設置工事費を除き、消費税を含む。)の**2分の1**に相当する金額に、補助の対象となる雨水タンクの数に乗じた金額とする。

ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

なお、補助金の**上限額は、雨水タンク1基につき30,000円とする。**

6. 補助の対象となる雨水タンクの数

補助の対象となる雨水タンクの個数は、次のとおりとする。

- (1) 戸建住宅の場合は1基とする。
- (2) 集合住宅やビル等の場合は、1軒につき1基とする。

7. 申込に必要な書類

次の書類を各一部提出してください。

- (1) 和泉市雨水貯留タンク購入費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- (2) 当該雨水貯留タンクの本体購入価格が明記された領収書の写し又はそれに代わるもの
※申込み時には、正本もご持参ください（正本はその場で確認して返却いたします）
- (3) 設置住宅の付近見取図
- (4) 市税の納税状況及び住民登録の有無の確認にかかる同意書（様式第2号）
- (5) 雨水タンク設置工事完了後の写真（雨水タンク全体が写っており、雨どいとの接続がわかるもの）
- (6) 雨水タンクの設置場所が借地又は借家の場合は、所有者の同意書（※該当者のみ）
- (7) 代理人申請の場合は委任状（同一家族の場合、必要ありません）
- (8) その他市長が必要と認める書類

※申請者（代表者）が自署しない場合は、記名押印をしてください。

8. 補助金の請求

必要な審査を行い、補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第3号）により通知します。補助金交付決定通知書兼確定通知書の通知を受けた方は、補助金交付請求書（様式第5号）を提出してください。

9. 補助金の支払い

補助金交付請求書（様式第5号）の提出後、指定されました金融機関の口座に補助金を振り込みます。

お問合せ

和泉市役所 環境産業部 環境保全課

〒594-8501 和泉市府中町二丁目7番5号

T E L : 0725-41-1551（内線 1276・1278）

0725-99-8121（直通）

F A X : 0725-41-0246

E-MAIL : kankyou@city.osaka-izumi.lg.jp